

裏面白紙

丙
三六四七

立案	昭和	年月	日
決裁	昭和	年月	日

爵位課長

3

宗秩寮總裁

宮内事務官



後順工科大学豫科教授山元一郎敍位ノ件

昭和五十七年二月二日裁可十一月四日達
臺帳記入十月五日官報報告済

宮内省

117



旅順工科大学豫科教授山元一郎叙位ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年十一月二日

内閣總理大臣小磯國昭



内

閣

めくれず

裏面白紙

金庫第二五六號

案	起
昭和十九年十一月一日	裁可昭和十九年十一月二日施行
決定昭和十九年十一月一日	昭和十九年十一月一日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

旅順工科大学豫科教授山元一郎叙位ノ件

叙位後退官

本件ハ叙位後退官ノ者ニ付特ニ付ヲ以テ叙位發令方取計ハレ度

内閣

勅令第二五六號

案 起

昭和十九年十一月一日

裁可

昭和十九年十一月二日

施行

昭和十九年十一月二日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

旅順工科大学豫科教授山元一郎叙位ノ件

叙位後退官

内閣

本件ハ叙位後退官ノ者ニ付特ニ十一月四日付ヲ以テ叙位發令方取計ハレ度 内閣

敍從六位

昭和十九年十月二日
陞敍高等官五等

旅順工科大学豫科教授正七位 山 元 一 郎

右文武官敍位進階内則第二條ニ依リ謹テ奏ス

昭和十九年 十月三十一 日

滿洲國駐劄特命全權大使 山 田 乙 三



大東亞省

上奏書用紙

規格 B-4 (東東2102)

四四三

昭和十九年十月三十一日

大東亞大臣 重光



内閣總理大臣 小磯國昭殿

一山元一郎敘位，件上奏書

右及進達候也

追テ本件退官前御發令相成度

大東亞省

丙發第五五號

規格一B4 (東東1209)

